

NEWS

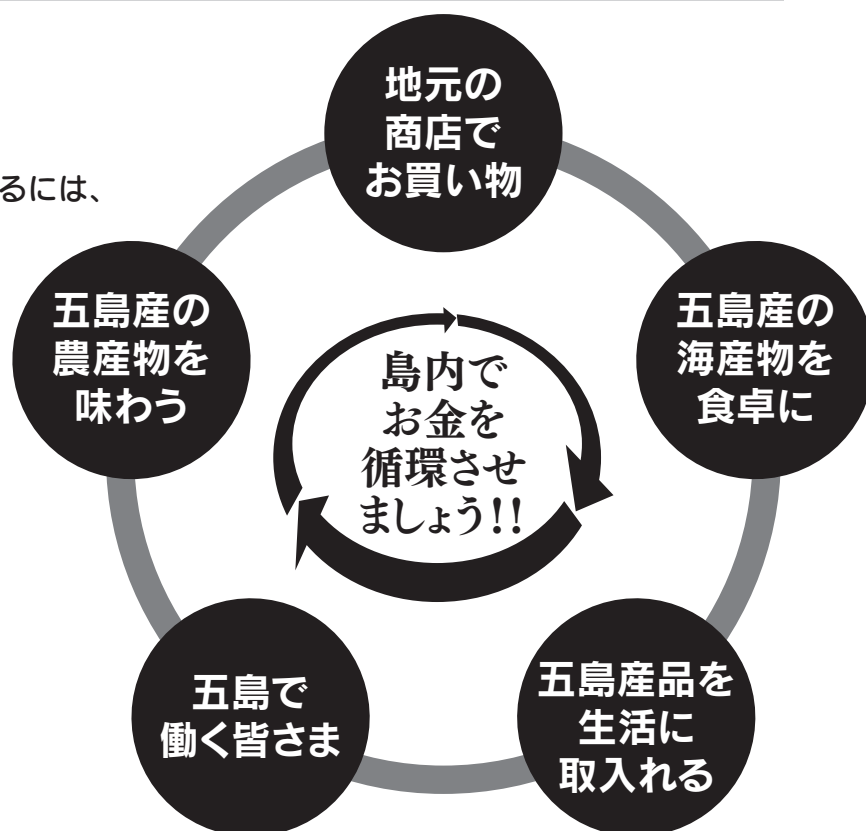
FUKUE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

福江商工会議所ニュース

4
2021
No.86

コロナに負けるな!!! 五島市の農・漁・商をみんなで守りましょう!

コロナ禍で五島市の経済が
ピンチに陥っています。
出口の見えないピンチを乗り越えるには、
地元の支えあいが必要です。



経済は循環しています。必ずあなたの手元に帰って来ると思います。

本誌の主な内容

- 通常議員総会開催
・令和3年度事業計画 ・役員・議員の表彰
- 福江商工会議所女性会会員募集

●中小企業相談所からのお知らせ

- ・令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金
- 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金
- 事業継続支援給付金

— 福江商工会議所情報発信中 —

- 福江商工会議所ホームページ <http://www.fukue-cci.org/> ●福江商工会議所Facebook
- 福江商工会議所は、docomo無料wi-fiがご利用可能です。

皆様のご意見、ご要望がありましたらお寄せください。

発行所 福江商工会議所

〒853-0005 五島市末広町8-4 TEL0959-72-3108 fax0959-74-1588
E-mail:fukuecci@vc.fctv-net.jp



通常議員総会開催

去る3月30日(火)観光ビルはたなか3階において福江商工会議所通常議員総会が開催されました。

通常議員総会においては令和3年度の事業計画及び収支予算等について審議及び承認を頂きました。



審議終了後に下記の6名の方に対して日本商工会議所より役員・議員の表彰が授与されました。

役員・議員：勤続30年以上

No.	氏 名	役職(福江商工会議所)	事業所名	役 職
1	清瀧 誠司	会 頭	(株) 神田商会	代表取締役会長
2	佐々野 邦久	副会頭	佐々野税理士事務所	所長
3	望月 政一郎	一号議員	和風レストラン望月	代表

役員・議員：勤続20年以上

No.	氏 名	役職(福江商工会議所)	事業所名	役 職
1	畑中 重徳	常議員	(有) 観光ビルはたなか	代表取締役社長
2	西 浩司	二号議員	(株) 五島ホンダ	代表取締役
3	今利 紋治	一号議員	(資) 今利石油店	専務

～令和3年度 事業計画～

— 基本方針 —

2021年のわが国の経済は、国際社会における様々な問題と新型コロナウイルス感染拡大の影響に加え、人口減少が進む中、需要減少とともに供給制約の問題に直面し、景気に重くのしかかることが予想されます。

特に、東京オリンピック・パラリンピックが開催された場合、開催後の状況を勘案すると、終了後からは、労働投入量の減少ペースが加速する見込みであり景気に対する下押し圧力が増すことが懸念されています。一方、中小・小規模事業者にとっては、労働力人口の減少に伴う人手不足が深刻化しており、働き方改革における同一労働同一賃金等における生産性の向上のため、AI・IoT・データの活用が求められると共に、近年頻発する自然災害への対策も迫られるなど多くの経営課題を抱えており、引き続き厳しい状況にあります。

このような環境下の中、商工会議所は「中小企業の活力強化」と都市と地方の共存共栄となる「真の地方創生の実現」により、地域の持続的な成長を実現させていかななくてはなりません。このため事業者や地域が抱える課題の克服につながる取り組みを推進するとともに、会議所自身も社会の大きな変化の中で新たな時代の到来を見据え、未来に拓かれた会議所への変革に向けて取り組む必要があります。地域経済の拡大を図るとともに、五島の産業の未来を拓く運営指針として「島外の需要を取り込み、島内企業に環流させ企業を育て産業の未来を拓く」を念頭に置き、会議所の役割と強化を図りながら以下の地域産業の振興に取り組みます。

1. 企業力を強化する ～企業を育て持続的な発展を目指す～

- (1) 会議所は新しい時代に向けた地域経済の持続的な発展を目指すため、五島市再生可能エネルギー産業育成研究会に「五島版RE100創設委員会」を設置して頂き、脱炭素化の一手段として「五島

版RE100認定委員会」を会議所内に設置する予定としております。この方向性は、国が地方脱炭素実現会議を開催し8分野を発表した事を受けて、五島市もカーボンニュートラルを目指す方針を示した事と合致しており、今後はさらに各企業を含めた、農業、林業、漁業など、地域一帯となって推進していく組織が重要課題であり、その上で脱炭素化を取り入れた企業力を強化し、事業創出を図り、付加価値をつけた新商品の製造を推進し、経営拡大に向けた指導方針を確立して行きます。

- (2) 中小・小規模事業者の持続的な発展のため、これまでの取組の柱である経営改善普及事業による経営指導に基づいて、経営戦略にまで踏み込んだ経営革新、経営力向上計画等の支援に加え、起業・事業承継の支援、雇用対策・人材育成の支援、販路開拓の支援などを展開して、事業者が抱える多くの課題の解決に向けた取り組みを行います。
- (3) 内外情勢、経営環境が大きく変化する中、企業は自己変革に取り組むことが求められています。深刻化する人手不足の施策については、AI・IoTなどの第4次産業革命における技術革新を活用するとともに、昨年6月に施行された「地域人口の急減に対応するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づいて、島内企業の人手不足対策、U・Iターンによる五島市への転入拡大とともに転出抑制を目的として「五島市特定地域づくり事業協同組合」の設立に向け、発起人及び出資者を募り、創立総会を開催したのち、認可を頂きました。今後、事業協同組合のもとにおいて社員の募集を図り、会員企業へ派遣して人手不足の解消の手助けを行います。

2. 地域力を強化する ～地域特性を活かし産業基盤を支える～

豊富な地域資源（自然環境、風土、歴史、文化など）を産業活動に活用するとともに、世界遺産をはじめ、浮体式洋上風力発電施設における関係団体視察や長崎の原爆にかかる原子力と再生可能エネルギー開発の必要性の見地から、学校教育におけるエネルギー環境教育とタイアップした修学旅行などの誘致、また、島外からのチャーター機による観光やIRにかかるプライベートジェット機に対応するため、つばき空港の給油施設などの環境整備の実現に向けて引き続き努力いたします。また、かまぼこ、かんころ餅、水産資源など多くの地元食材を通して食文化における「五島ブランド」として、育成・発信するなど地域産業の活性化を継続して支援して行きます。

3. 組織力を強化する ～組織体制を強化し会員満足度を高める～

会議所は、地域で唯一の総合経済団体として多くの事業者からの信頼を得られる存在でなければなりません。そのためには職員による会員事業所の相談対応や、巡回指導を徹底することが不可欠であります。本年度においては、経営指導員などによる巡回指導の強化を実施し、会員ニーズの的確な把握に努めるとともに、幅広い会員サービスをアピールすることにより新規会員の獲得や会員の定着を図り、総会員数の純増、会員満足度の向上を目指します。また、根幹事業である部会、委員会活動においては、関連セミナーや情報の提供、会議所役員・議員との意見交換や会員間の交流などの活性化を図り、会員メリットが感じられる取り組みを推進します。

事業者は、自らの生産性を高めていくなど解決すべき課題は山積しており、不確実・不透明な時代であるからこそ、企業経営者は未来に目を向け、目の前の課題をチャンスと捉え、自らイノベーションに取り組まなくてはなりません。また、会議所も環境の変化に立ち向かい、「変化への着実な対応」を進め、意欲ある事業所の挑戦を後押しするとともに、会員事業所をはじめ、地域の多様なステークホルダーから信頼される強い組織を目指していかなければならないと考えております。そのため会議所自身の「意識改革・体質改善」を図り、地域や事業所の具体的・個別的な課題をはっきり把握し対応できる経営指導員が積極的に課題解決に取り組むとともに、組織一丸となって「新たな魅力ある会議所」を目指して進む所存であります。

《重点事項》

1. 地域開発対策事業
2. 観光交通対策事業
3. 商工振興対策事業
4. 小規模、中小企業支援事業

《継続事業》

5. 商工技術推進事業
6. 調査・広報推進事業
7. 会員福祉事業の推進
8. 青年部、女性会の運営並びに活動支援

《組織充実》

1. 通常議員総会等の開催、常議員会の開催
2. 各部会及び各委員会の活動強化
3. 会員拡大運動の実施

1. 地域開発対策事業

- (1) 福江港・福江空港整備促進委員会
 - ・地域振興に関する継続事業
 - ①福江港整備促進
 - ※大型観光船等の接岸可能な岸壁について
 - ※緊急時における自衛隊等の接岸可能な岸壁について
 - ②空港整備並びに利用促進に関する活動
 - ※航空機給油施設の設置とビジネスジェットの駐機場整備
- (2) 地域開発委員会
 - ・地域振興に関する継続事業
 - ①道路等の整備促進の要望・陳情 ②特定有人国境離島新法の事業推進並びに関連事業推進
 - ③公共投資の地元中小企業への優先受注確保 ④自衛隊の協力支援 ⑤過疎対策事業の推進
 - ⑥就業者不足対策事業 ⑦情報通信技術の活用と推進 ⑧その他地域開発に関する事業
- (3) 再生可能エネルギー新産業対策委員会
 - ・地域振興に関する継続事業
 - 再生可能エネルギー推進事業の促進並びに関連事業推進
 - ①五島版RE100事業推進 ②地元企業の事業促進 ③地元企業への優先発注
 - ④潮流発電事業への地元企業参入の支援
 - ⑤地元再生エネルギーの地産地消に関する事業推進 ⑥再生エネルギー視察ツアーの支援

2. 観光交通対策事業

- (1) 観光客の誘致活動
 - ①交流人口拡の事業推進 ②九州域内の観光PRの推進
 - ③福江みなとまつり協賛並びに事業推進 ④五島フェスティバル（タヤけマラソン）の共催
 - ⑤五島椿まつりの共催 ⑥観光関連機関との観光宣伝活動の促進並びに事業推進
- (2) 受入体制の整備
 - ①福江港トイレの改修についての要望
 - ②観光施設並びに観光資源の掘り起こしと研修会の開催や文化遺跡の観光事業推進
- (3) 広域的集客化対策
 - ①広域観光ルート施策（大村、島原、福江、天草観光ルート等）と共同事業の実施
 - ②広域観光ルート施策に併せての大型イベント提言
- (4) 地場産品振興対策
 - ①観光みやげ品の開発奨励 ②地場産品愛用促進及び開発奨励と広報推進事業推進
 - ③地域資源を活用した特産品の開発支援（ブランド化）
 - ④物産展、商談会、見本市等の出展支援
- (5) その他観光振興に関する事業
 - ①日本遺産（Japan Heritage/文化庁認定）に対しての研修の開催
 - ②九州商工会議所連合会観光委員会への参加 ③全国商工会議所観光振興大会への参加
 - ④県下観光施設の研究視察（平戸商工会議所）

3. 商工振興対策事業

- (1) 商業対策
 - ①キャッシュレスの推進 ②創業支援事業 ③後継者（事業承継）対策事業の推進
 - ④各種調査の実施（通行量調査など）
 - ⑤商工振興成功事例（先進地）の調査研究

※海の駅を基点とした地域の情報発信及び地域活性化について調査研究

⑥各種施策、助成金制度の普及推進

⑦経営革新を図るため経営者及び従業員の講習会、研修会等の開催

⑧中心商店街の活性化推進（広域的な活性化など） ⑨商店街基盤整備の促進

⑩五島管内商工団体連絡協議会を通しての商工会との連携事業

⑪長崎商工会議所連合会議員大会（長崎大会）への参加 ⑫その他商工振興に関する事業

(2) 工業対策

①工業技術等に関する講習会、研修会等の開催 ②経営分析診断による経営合理化対策実施

③その他工業振興に関する事業

4. 小規模、中小企業支援事業

(1) 小規模事業者支援法に基づく会員事業所支援

①金融相談 ②税務相談 ③労働相談 ④各種補助金に対する相談 ⑤その他経営相談

(2) 経営発達支援の認定に向けて事業推進 ※ながさき産業振興推進計画を含む

(3) 事業継続力強化計画の認定に向けて事業推進

(4) 創業、経営革新、事業承継等の各種相談事業の推進

※専門家派遣制度の推進（エキスパートバンク、ミラサポなど）

(5) 経営指導員、経営支援員のOJT及びOff-JTによる資質向上

(6) その他中小企業及び小規模事業者支援事業の実施

5. 商工技術推進事業

(1) 珠算、簿記検定試験の実施

(2) 簿記講習会の実施

(3) 販売士検定試験の実施

6. 調査・広報推進事業

(1) 調査事業

① 国、県、市等の委託調査 ②特定商工業者の調査及び名簿刊行

(2) 広報事業

①福江商工会議所ニュースの刊行 ②福江商工会議所ホームページの充実

③SNSを活用した広報事業 ④福江ケーブルテレビ等のメディアを活用した広報事業

7. 会員福祉事業の推進

(1) 生命共済、特定退職金等各種共済制度の推進

(2) PL保険制度の推進

(3) その他会員福祉事業の推進

8. 青年部、女性会の運営並びに活動支援

(1) 福江商工会議所女性会（会員数 28名）

(2) 福江商工会議所青年部（会員数 58名）



商工会議所女性会

福江商工会議所女性会会員募集!!

福江商工会議所女性会は現在会員を募集しています。

主な活動と致しまして、福江みなとまつりへの参加・地域事業への協力・愛のチャリティ歌の祭典の開催など、多岐にわたり活動の場を広げております。

長崎県下の女性会との交流も積極的に参加をしまして、大会や他女性会の事業に参加することで、島内外での多くの繋がりを深めることもできます！

多方面での見聞を深めたい方、地域を盛り上げたい・振興を図りたい方、会員一同大歓迎しております！

入会希望・
お問い合わせ

福江商工会議所 TEL.0959-72-3108

（担当：白石、橋本、大坪までお気軽にお尋ねください！）

令和2年度第3次補正予算

小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援するものです。

補助対象者

●小規模事業者であること

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）に基づき、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断しています。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※小規模事業者支援法では、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断しています。

※詳細は「公募要領」をご確認ください。

補助金額等

●補助上限：100万円

●補助率：3/4

●感染防止対策費については、補助金総額の1/4（最大25万円）を上限に補助対象経費に計上することが可能です（緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者は政策加点の他、補助金総額の1/2（最大50万円）に上限を引上げ）。

※緊急事態宣言再発令による特別措置の適用対象者

●緊急事態宣言の再発令によって2021年1月～3月のいずれかの月の売上高が、対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者

●2021年1月8日以降に発生し発注・契約・納品・支払い・使用が行われた経費について遡及適用が可能です。

公募スケジュール 公募要領公表：2021年3月31日(水)

第1回受付締切：2021年5月12日(水) 第2回受付締切：2021年7月7日(水)

第3回受付締切：2021年9月8日(水) 第4回受付締切：2021年11月10日(水)

第5回受付締切：2022年1月12日(水) 第6回受付締切：2022年3月9日(水)

申請方法 申請は、電子申請システム（jGrants）でのみ受け付けます。入力については、申請者自身が、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解、確認してください。JGrantsのホームページは右記URLとなります。<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

本補助金の申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。

「GビズIDプライムアカウント」・「暫定GビズIDプライムアカウント」について及び

「暫定GビズIDプライムアカウント」に関するよくあるお問い合わせについては、

Gビズホームページ<https://gbiz-id.go.jp/>をご確認ください。

受付開始 受付準備が完了次第公開いたしますので、しばらくお待ちください。

お問合せ 個別のお問い合わせにつきましては、補助金事務局が4月中旬に開設する予定のコールセンターで対応させていただきますが、開設されるまでの間は、独立行政法人中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室コールセンターにお問い合わせください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業室コールセンター

TEL：03-6837-5929（受付時間：9:00～18:00、土日祝日除く）

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

ご相談は
福江商工会議所
中小企業相談所
☎0959-72-3108

(令和3年3月17日現在)

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 (経済産業省)

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時支援金を支給します。

給付額の計算方法：＝2020年又は2019年の対象期間の合計売上－2021年の対象月の売上×3ヶ月

中小法人等	上限60万円	対象期間	1月～3月
個人事業者等	上限30万円	対象月	対象期間から任意に選択した月

【要件】

- ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること※
 - ②2020年比または2019年比で、2021年の1月、2月、または3月の売上が50%以上減少していること
※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること
- ＜注＞●売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。

●地方公共団体からの時短営業の要請を受けた、協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。

【その他の詳細は右記QRコードからご覧ください】

申請受付期間 2021年3月8日（月）～5月31日（月）



【問合せ先】一時支援金事務局相談窓口（申請者専用）TEL：0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

コロナ特別警戒警報の発令に伴い売上が減少した事業者を支援します

事業継続支援給付金

1事業者あたり
20万円
(定額)

申請期間
令和3年4月1日～
令和3年4月30日 消印有効

①長崎県と五島市の共同事業であり、3月に申請を受け付けた事業継続支援金とは別の事業です

【対象者】すべての業種で、本店または主たる事業所を五島市に置く法人または個人事業主

【要件】①長崎県下全域への特別警戒警報発令に伴い、下記A・Bのいずれかにより、令和3年1月または2月の売上高が対前年比（または対前々年比）50%以上減少していること

A：県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること

B：県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたこと

②事業を継続する意思があること

③営業時間短縮協力金（76万円）を受給していないこと

④市税の滞納がないこと（分納誓約書を提出し履行していることを含む）

【申請書類】①交付申請書 ②該当要件申告書 ③申請者情報及び売上高比較表 ④交付申請書

⑤誓約書 ⑥委任状

⑦〈個人〉運転免許証、健康保険証、住民票の写し、マイナンバーカードのいずれか（写し）

⑧〈個人〉令和2年分の確定申告書第1表・収支内訳書（写し）

〈法人〉法人税申告書また、決算書類など、対象月の売上額が確認できる書類（写し）

①～⑥の様式は、市ホームページまたは下記窓口で入手できます。

●市緊急経済対策本部（市役所3階） ●市各支所

まるとう コロナ事業継続支援給付金



【申請方法】郵送のみ（簡易書留やレターパックなど、郵便物が追跡できる方法）

【提出先】〒853-8501 五島市福江町1-1 五島市緊急経済対策本部 ☎0959-72-6124

電話受付時間 8：30～17：15（土日祝日を除く）

令和3年度 検定試験日程表

検定試験	試験日	受付期間	受験料
簿記(158)	6月13日(第2日曜)	4月26日(月) ～5月17日(金)	1級 7,850円 2級 4,720円 3級 2,850円
簿記(159)	11月21日(第3日曜)	10月5日(火) ～10月25日(月)	
簿記(160) 2.3.4.級のみ	2月27日(第4日曜)	1月11日(火) ～1月31日(月)	
珠算(222) 暗算 段位(132)	6月27日(第4日曜)	5月10日(月) ～5月27日(木)	段位(珠算、暗算) 2,950円 段位(珠算のみ) 2,550円
珠算(223) 暗算 段位(133)	10月24日(第4日曜)	9月6日(月) ～9月24日(金)	段位(暗算のみ) 1,220円
珠算(224) 暗算 段位(134)	2月13日(第2日曜)	12月20日(月) ～1月13日(木)	1級 2,340円 準1級 2,040円 2級 1,730円 準2級 1,630円 3級 1,530円 準3級 1,320円 4級～6級 1,020円 7級～10級 910円 暗算1級～10級 (準1級～3級含む) 910円
販売士2級 販売士3級	ネット試験のみ		1級 7,850円 2級 5,770円 3級 4,200円

各種検定の詳細は <http://www.kentei.ne.jp/> をご覧下さい。

お問合せ 福江商工会議所 担当：平野、白石、荒尾

TEL：0959-72-3108 FAX：0959-74-1588

E-mail：fukuecci@vc.fctv-net.jp